

神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和 5 年 3 月 29 日（水）17：30～17：35
2. 場 所：神戸市従業員労働組合環境支部 事務室
3. 出席者：
 - （市）環境局事業管理担当課長、業務課担当係長（職員担当）、他 1 名
 - （組合）市従環境支部副支部長、書記長
4. 議 題：勤務時間の見直しに伴う団体交渉
5. 発言内容：
 - （市） まず、提案させていただく前に、一言お礼を申し上げる。支部の皆さんには日頃から事業の推進にご協力いただき、心より感謝申し上げます。また、職員の皆さんにおいても、市民が安全・安心に暮らせるよう、ごみの収集・処理業務の第一線で従事いただいていることに、改めて感謝申し上げます。
それでは、勤務時間の見直しについて、説明させていただく。
 - （市） 改正道路交通法に基づくアルコールチェックの義務化ならびにアルコール検知器を用いた呼気点検の実施や、事業所職員が主体となり始業（出庫）前点検を実施することなどを踏まえ、令和 5 年度より環境局事業所における職員の勤務時間の見直しを実施することとしたため、提案させていただく。
提案資料のとおり、勤務時間については現行の 8 時 00 分～16 時 45 分から、7 時 45 分～16 時 30 分と 15 分前倒ししている。12 時～13 時の休憩時間と 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分であることは変更していない。
実施時期は令和 5 年 4 月 1 日とし、ごみ収集車の出発する時間は、定着している市民のごみ出しルールを鑑み、従来通り 8 時以降としている。
亡くなったペットの持ち込み受付は、現行通り 8 時～16 時とし、窓口や電話等の受付については、勤務終了時間に合わせるものと考えている。
勤務時間の見直しに関しての説明は以上である。
 - （組合） ただいま、説明いただいたが、執行部より回答に対する質問をさせていただく。勤務時間の前倒しに伴い、出庫前点検の実施とあるが、具体的にはどのような作業が発生することを想定しているか。
 - （市） 出庫前点検としては、ごみ収集車両が運行するにあたり、不具合がないかの確認作業が発生すると想定している。具体的にはブレーキの作用、エンジンに異常はないか、ハンドルの作用などが挙げられる。
中でも、タイヤのパンク、ブレーキランプの点灯、架装の動作の 3 点は重点項目であると認識しており、この項目における確認については、マニュアルを作成のうえ、現場の職員へ配布し、広く周知していくことを検討している。
 - （組合） 確認のためのマニュアルを作成するということが、具体的にどういった内容にな

るのか。

- (市) 先ほど列挙した 3 点の重点項目を中心に、確認のポイントや方法などを写真や図などを用いて分かりやすいマニュアルを作成し、実際に職員が作業をする際にイメージできるようにしたい。
- (組合) 局の考え方を確認することができたため、この度の勤務時間の見直しの提案については、了承させていただく。今後も、職員が効率よく出庫前の点検を実施し、かつ安全に出庫できるように配慮いただくようお願いしたい。
- (市) 承知した。今後とも、現場の実情をよく把握したうえで、職員の勤務労働環境の整備に尽力したいと考えている。引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。